

総社市告示第41号

総社市保育施設物価高騰対策重点支援金支給要綱を次のとおり定める。

令和8年4月10日

総社市長 片岡 聡 一

総社市保育施設物価高騰対策重点支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている保育施設の負担を軽減し、もって安定的かつ継続的な事業を行うため、総社市保育施設物価高騰対策重点支援金(以下「支援金」という。)を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育施設」とは、次の各号のいずれかに該当するもののうち、市内に存するものをいう。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定による認可を得て設置した保育所(同法第39条第1項に規定する保育所をいう。)
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(私立のものに限る。)
- (3) 総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年総社市条例第26号)第2条に規定する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設
- (4) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定により、総社市長の権限に属する事務の一部を総社市教育委員会に委任する規則(平成17年総社市規則第49号)第2条の規定に基づき教育委員会が確認した認可外保育施設のうち、事業所内保育事業を行わない施設
- (5) 子ども・子育て支援法第59条の2の規定に基づく企業主導型保育施設

(支給対象者)

第3条 支援金の支給を受けることができるものは、令和8年4月1日現在において保育施設を運営しているもの(以下「事業者」という。)であって、継続して当該保育施設を運営する意思があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、支援金の支給を受けることができない。

- (1) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体を運営しているもの
- (2) 代表者(個人事業主である場合はその者)若しくは役員等が、総社市暴力団排除条例(平成23年総社市条例第15号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当するもの又は当該暴力団員等と密接な関係を有するもの
- (3) 市税の滞納があるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないとするもの

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、保育施設の数に20万円を乗じて得た額の合計額とし、100万円(次の各号の規定による支給決定を受けた額があるときは、その額を減じて得た額)を上限とする。

- (1) 総社市医療機関等物価高騰対策重点支援金支給要綱(令和8年総社市告示第37号)第6条第1項
- (2) 総社市介護施設等物価高騰対策重点支援金支給要綱(令和8年総社市告示第38号)第6条第1項
- (3) 総社市障がい福祉施設等物価高騰対策重点支援金支給要綱(令和8年総社市告示第39号)第6条第1項
- (4) 総社市放課後児童クラブ施設物価高騰対策重点支援金支給要綱(令和8年総社市告示第40号)第6条第1項

2 支援金の支給は、1事業者につき1回限りとする。

(支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、令和8年8月31日までに、総社市保育施設物価高騰対策重点支援金支給申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（支給決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、総社市保育施設物価高騰対策重点支援金支給決定通知書により、当該申請者に通知するとともに、支援金を支給するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支援金を支給することが適当でないと認められるときは、総社市保育施設物価高騰対策重点支援金不支給決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査に当たり、支給申請に係る保育施設その他の確認のため、申請者に対し、必要な報告を求めることができる。

（支給決定の取消し）

第7条 市長は、前条第1項の規定により支給決定を受けたものが、虚偽その他不正の手段により支援金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その取消しに係る部分の支援金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。